

豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業 入札説明書等に関する質問・回答

No.	種別	頁	大項	中項	小項	その他	項目名	質問内容	回答
1	設計・施工 要求水準書	31	第3	4	(5)	ア(イ)b	提出書類等	完工確認は選定業者が用意した施工記録との照合により実施する、とありますが記録及び工事中の管理における提出書類については要求水準書の指定以外は民間の様式、選定事業者の管理による様式にて進行させていけばよろしいですか。	原則としてご理解のとおりですが、一部書式について市が必要な指示を行う場合があります。
2	維持管理・ 運営要求 水準書	29	第4	5	(3)	ア	洗浄業務	洗浄の一部に井戸水の使用は可能でしょうか。	応募者の提案に委ねますが、井戸水の使用によって生じるリスクは全て選定事業者の負担とし、定期的な水質検査など使用水の安全確保に関する対策、井戸の枯渇時の対策、地盤沈下への対策などのリスク対策を講じることを提案の条件とします。 また、選定事業者が本事業用地内に井戸を掘削する場合は、選定事業者が必要な調査を行い、調査結果を市に報告の上、承諾を得た場合においてのみ掘削可とします。このときの調査費用及び掘削費用、揚水設備等に必要の費用については全て選定事業者の負担とし、関連する設備等については本施設の引渡しと同時に市に無償で引き渡すものとします。 なお、地下水利用については、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくとともに、使用水の安全確保については、大量調理施設衛生管理マニュアル、学校環境衛生の基準及び豊橋市食品衛生法施行条例に基づいてください。
3	維持管理・ 運営要求 水準書	29	第4	5	(3)	イ	残渣処理等	年間の残渣排出量はどれぐらいありますか。	北部学校給食共同調理場の残渣処理量は詳細なデータとして把握しておりません。代わりとして西部学校給食共同調理場の残渣処理量をお知らせしますので参考としてください。19年度の処理量は114,740kgです。なお、食数実績は西部調理場が1,597,565食／年、北部調理場が1,531,289食／年です。
4	維持管理・ 運営要求 水準書	-	-	-	-	-	食材の洗浄	野菜洗浄に使う次亜塩素酸ナトリウムですが、同等の能力を持つ加工酢の差し替えは可能でしょうか	可能です。なお、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいてください。

No.	種別	頁	大項	中項	小項	その他	項目名	質問内容	回答
5	契約書 (案)	8	9	1	(2)	-	契約保証金	減額で過剰が生じる場合には、直ちに市は事業者に返還する規定が必要かと思われませんが、いかがでしょうか。	契約書(案)のとおりとします。
6	契約書 (案)	21	40	2 3	-	-	本施設の引渡し	表題登記、保存登記についての申請業務は市側にて行うものと考え、事業者はこの業務に係る図面、書類等の協力を行うとの解釈でよろしいのでしょうか。	本施設の建物表題登記については、選定事業者の責任と費用において行ってください。また、本施設の所有権保存登記については、市が実施する必要があると判断した場合には、市にて実施します。
7	契約書 (案)	21	42	-	-	-	瑕疵担保責任	2項にて請求は供用開始日から、2年以内にこれを行うとあり、3項では2項にかかわらず、完工確認の際に瑕疵を直ちに事業者へ通知しなければ、請求ができないとあります。この適用の考え方についてご説明お願い致します。例えば3項は完工確認の際に限定しているのとのことでしょうか。	第3項は、完工確認の際に瑕疵があることを知ったときの規定です。
8	契約書 (案)	21	41	2	-	-	運営開始の遅延	遅延の理由として2項の「市の責めに帰すべからざる事由」においては、すべてが事業者の責任となってしまう、ただ3項の「不可抗力」、「法令変更」が例外的適用とされています。このままでは事業者の責任が不明確でも、市の責任でないとされた場合、すべて事業者の責任となりますので、「事業者の責めに帰すべき事由により」と前提の変更を願います。「第三者による」等もあるかと考えます。	契約書(案)のとおりとします。
9	契約書 (案)	22	43	3	-	-	稼働準備業務	「稼働準備業務の遂行に当たって必要となる光熱水費は、全て事業者の負担とする」との記載がありますが、当該費用は、様式6-5b「設計・建設費内訳表」の「8.稼働準備業務費」として計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	種別	頁	大項	中項	小項	その他	項目名	質問内容	回答
10	契約書 (案)	23	45	2	-	-	費用負担	「施設供用業務の遂行に当たって必要となる光熱水費は、全て事業者の負担とする」との記載がありますが、当該費用は、様式6-5c「維持管理内訳表」または様式6-5d「運営費内訳表」のどちらに記載すればよろしいでしょうか。	様式6-5d「運営費内訳表」に適宜項目を追加して記載してください。
11	契約書 (案)	29	59		-	-	市の事由による解除	運営期間中に解除された場合、施設整備に関わる債務は全額市から一時金として支払われる規定が必要かと思われま。事業契約が解除されると金融機関のプロジェクトファイナンス組成の担保・直接契約も解除されると考えられるため、融資が継続されないと考えられますが、市のお考えをお教え下さい。	契約書(案)のとおりとします。 施設が健全であれば、施設整備費の支払いが当初のスケジュールで支払われる以上、著しく不合理な結果を招来することないと考えます。
12	契約書 (案)	30	62	2 3	-	-	法令の変更及び不可抗力	2項にて60日以内に協議が調わない場合、市は事業者に対応を指図できるとあり、一方、3項では2項にかかわらず、調わない場合は契約の解除ができるとしております。この2項、3項の適用の考え方についてご説明お願い致します。例えば場合によっては2項の対応を指図せず、3項を即、適用して解除となるとの意味でしょうか。	ご質問のとおりです。
13	契約書 (案)	31	64	1	(1)	-	引渡日前の解除の効力	運営期間中に解除された場合、施設整備に関わる債務は全額市から一時金として支払われる規定が必要かと思われま。事業契約が解除されると金融機関のプロジェクトファイナンス組成の担保・直接契約も解除されると考えられるため、融資が継続されないと考えられますが、市のお考えをお教え下さい。	質問No.11をご参照ください。

No.	種別	頁	大項	中項	小項	その他	項目名	質問内容	回答
14	契約書 (案)	33	66	2	-	-	損害賠償	施設供用業務については履行保証保険の手配は要求されていないように読めますが、その理解で良いでしょうか。	施設供用業務にかかる履行保証保険等の付保については、応募者の提案に委ねます。
15	契約書 (案)別紙 11	54	3	-	-	-	サービス購入料A-1の改定	物価の基準日(提案提出日)と「不相当」の規定が必要かと思われませんが、市のお考えをお教えください。	サービス購入料A-1の改定にかかる物価の基準日については、契約締結日とします。 また、「不相当」と認める場合については、本市の適用基準に準拠するものとします。 なお、共同調理場本体の工事期間中に本市の適用基準が改定された場合、市は事業者と協議を行うものとします。

No.	種別	頁	大項	中項	小項	その他	項目名	質問内容	回答
16	契約書 (案)別紙 11	54	4	-	-	-	サービス購入料Bの改定	<p>事業契約書中の計算式では、消費者物価指数の財・サービス分類指数(全国)の「サービス」指数の対20年度平均値比を使用して維持管理・運營業務対価を年1回見直すとなっておりますが、当該方式は最新の該当統計資料によれば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用「サービス」指数には、自動車用燃料となる「石油製品」及び「電気・都市ガス・水道料」等の「財」の指数が含まれておりません。従いまして当計算式による維持管理・運營業務委託費の改定では、今後も続くと予想される光熱費及び配送自動車用燃料の急激な上昇は反映しづらくっております。</li> <li>・又今後電気・都市ガス等の公共料金及び自動車用燃料価格は原油・LNG・LPG等の輸入価格の変動に応じて、非常に短期間でほぼ自動的に改定・変動することが予想されます。従いまして当計算式による年1回の改定では、これらのコストの上昇分を市からの維持管理・運営対価の受取でカバーすることが難しくなる可能性があります。</li> </ul> <p>例えば下記のように設定する等、合理的な補正方法について、協議事項に設定していただけないでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の維持管理・運営費用見積り中(変動費、必要であれば固定費も)の光熱費及び配送車両等燃料費の当該全体費用中の割合(今後上昇するものと考えられますので、やや多めに)を求め、採用物価指数を「サービス」に加え、「電気・都市ガス・水道」及び「石油製品」項目の指数を追加して、各指数の対20年度平均値比の費用割合加重平均値を求め採用する。</li> <li>・維持管理・運營業務対価中の光熱費及び配送車両燃料費部分については、半期(6ヶ月)ごとの改定を行う。例:光熱費及び燃料費の全体費用中の割合を20%、10%、「サービス」、「電気・都市ガス水道」及び「石油製品」の各指数の平成20年度平均値を100,102,105、平成23年度平均「サービス」指数値を105、「電気・都市ガス・水道」指数値の平成23年度下半年・平成24年度上半年平均値を110,112、「石油製品」の同各下半年・上半年平均値を夫々120,125と仮定しますと平成24年度上半年適用改定値は  <math display="block">105/100 \times 0.7 + 110/102 \times 0.2 + 120/105 \times 0.1 = 1.0648</math>           平成24年度下半年適用改定値は  <math display="block">105/100 \times 0.7 + 112/102 \times 0.2 + 125/105 \times 0.1 = 1.0736</math>           と計算され、平成24年度の市からの維持管理・運営対価の受取は上半期で対20年度比で6.48%、下半年で7.36%の上昇となります。当案件では事業者は約15年間にわたり維持管理・運営を行いますので、コストを反映した適切な対価の受領はSPCの経営安定には不可欠と理解いたします。是非、上記をたたき台としてご検討いただければと思います。</li> </ul>	<p>サービス購入料Bの改定に用いるインデックスについては、応募者から他に合理的と考えるものがあれば提案を認めます。この場合、提案されたインデックスの採否について、落札者決定後に市と選定事業者間で協議を行い、採用となった場合はかかるインデックスについてもサービス購入料Bの改定の際に用いることとします。</p> <p>応募者の提案可能なインデックスについては、光熱水費や配送車両等燃料費など、維持管理・運営に関する費用の一部のみに適用可能なものについても提案可能です。契約時には、適用されるインデックスの全てについて、適用の対象となる費用等も含めた形で契約書別紙11の対象箇所を更新します。</p> <p>なお、サービス購入料Bの改定時期、年間の改定回数、算定式の考え方については、適用されるインデックスにかかわらず、契約書(案)別紙11のとおりとします。</p>

No.	種別	頁	大項	中項	小項	その他	項目名	質問内容	回答
17	落札者決定基準	6	第3	1	(1)	-	入札価格の確認	『入札書に記載された金額が予定価格を上回った応募者は失格』とありますが、予定金額とは6,910,000千円(税込)金額と考えて宜しいでしょうか。	「6,910,000千円(税込)に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定しているものであり、予定価格として公表しているものではありません。